



大阪弁護士会のロゴマーク。
Osaka Bar Associationの文字が入っています。

「量刑冤罪」を含めて考える死刑 大阪弁護士会が作ったビデオ 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

東京都荒川区南千住1-59-6-302

<http://sobanokai.my.coocan.jp/>

大阪弁護士会が「死刑について考えてみませんか」という動画を作り、YouTubeで配信しているというので、見てみました。

死刑をめぐる日本と世界の状況を簡単に説明した上で、死刑の廃止、あるいは存置を求める双方の立場の弁護士からのメッセージを紹介するもので、全部で25分程度のコンパクトな番組です。このような形で問題提起を発信された関係者の皆さんに感謝したいと思います。その尽力に私たちも応えていかねばと思います。大阪弁護士会のホームページから検索しても簡単にアクセスできますので、ぜひ、皆さんもご覧ください。（https://www.osakabehn.or.jp/info/2021/2021_0226.php）

★死刑廃止の立場から

死刑の廃止を訴える弁護士は、絶対にこれが正しいと言えるような判決はあり得るのだろうかと問いかけます。そして、「冤罪」の問題は無罪になるべき人が死刑にされてしまうことだけではなく、量刑に関する事実が十分調べられなかったり、その判断が誤ったことよって、本来は無期懲役に処せられるべき人が死刑になってしまうような「量刑冤罪」があることも指摘しています。

実際に「一審が無期、控訴審が死刑」という例や、逆に「一審が死刑、控訴審が無期」という例があり、裁判官が替わるたびに死刑になったり無期になったりしている事実は「量刑冤罪」が避けられないことを物語っています。そして、死刑と無期刑の間には、生命を奪うか否かという決定的な違いがあり、「量刑冤罪」も深刻な問題だと訴えます。

神ならぬ人間の下せる判決には自ずと限界があり、「死刑」はその限界を越えた刑罰だということにな

ります。

★死刑存置の立場から

一方、死刑を残す意見の弁護士は、犯罪被害者やその家族感情に寄り添って来た体験から、亡くなった命は絶対戻ってこないのに、その犯罪を犯した加害者が、将来、社会に戻って家族と過ごせるような生活ができるかもしれないというのでは、遺族はどこに気持ちをぶつけばいいのか、と疑問を述べます。「人の気持というのは様々です」と述べつつ、「遺族にとつて死刑判決がこれから先の未来を生きていくために必要なときもある」ことへの理解を訴えます。

★仮釈放のない「終身刑」を導入すれば

この番組では、死刑制度に賛成・反対のどちらの立場の弁護士も共通して「（仮釈放のない）終身刑」の導入を期待していました。

死刑廃止の立場の方は、仮に死刑が残されたままだとしても、「終身刑を導入することによって死刑の判決は減るでしょう。そして死刑廃止の一里塚になる」と述べます。

死刑存置の立場の方は、「死刑を廃止するということであれば、一生をかけて被害者あるいは遺族の回復に対して償いを続けるという終身刑というのがあってしかるべきではないか」と述べ、「終身刑」があれば死刑廃止を考えてよいような口ぶりです。

★「終身刑」導入への懸念

「終身刑」導入が、被害者（遺族）の思いに添えることを重視してのことだとすると、これまでなら無期刑相当だった人たちにも安易に「終身刑」が要求選択され、いつそう社会復帰が絶望的になってしまいう状況がうまれてしまいかねません。それは死刑を求める社会の心性をも増長させませんか？（J）